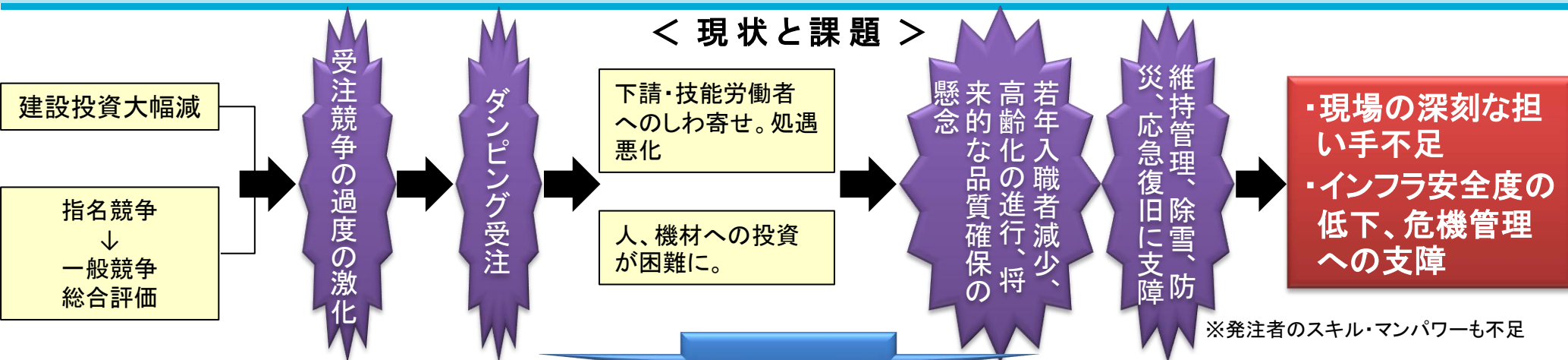


公共工事品質確保に関する議員連盟 「公共工事契約適正化委員会」における御説明資料

開催経緯

- 第1回 1月29日
 - ・建設業を取り巻く環境について(国交省説明)
- 第2回 2月28日
 - ・公共工事の入札契約を巡る現状と課題について(国交省説明)
- 第3回 4月2日
 - ・業界ヒアリング(全国建設業協会(全建)、日本建設業連合会(日建連))
- 第4回 4月4日
 - ・業界ヒアリング(全国中小建設業協会(全中建)、建設産業専門団体連合会(建専連)、建設コンサルタンツ協会(建コン))
- 第5回 4月10日
 - ・地方公共団体ヒアリング(県:大分県、市:長崎県佐世保市、町村:新潟県北蒲原郡聖籠町)
- 第6回 5月29日
 - ・今後の建設産業政策及び入札契約制度の検討の方向性について(国交省説明)
- 第7回 9月19日
 - ・今後の建設産業政策及び入札契約制度の検討の状況について(国交省説明)

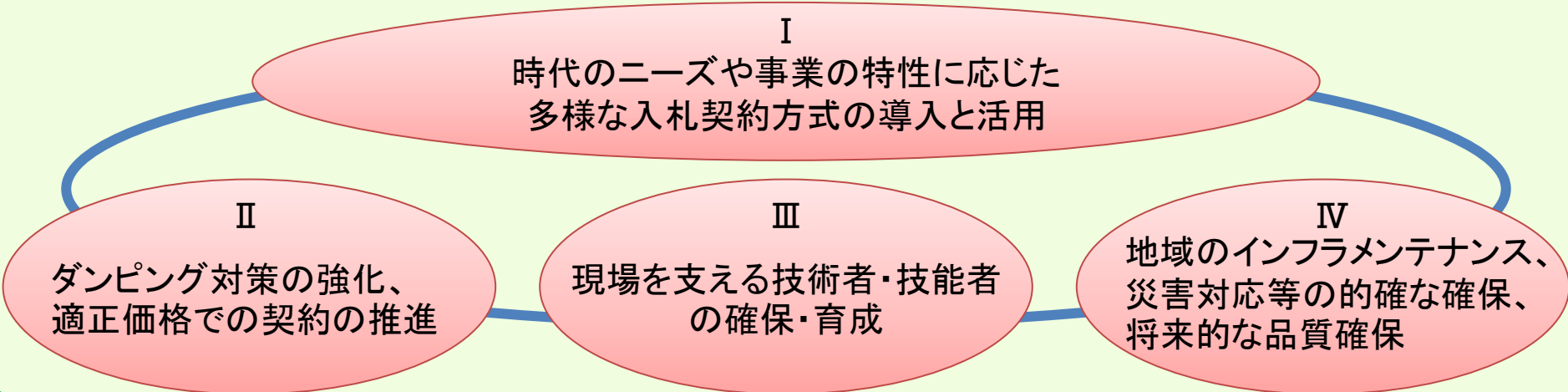
今後の建設産業政策及び入札契約制度の大きな方向性について



< 4つの改革理念 >

- 単発の個別品質に加え、中長期的な担い手の確保
- 時代のニーズに応えられる官民パートナーシップの実現
- 企業評価・選定の理念の明確化と行き過ぎた価格競争の是正
- 元請から技能労働者まで施工体制全体の持続可能性確保

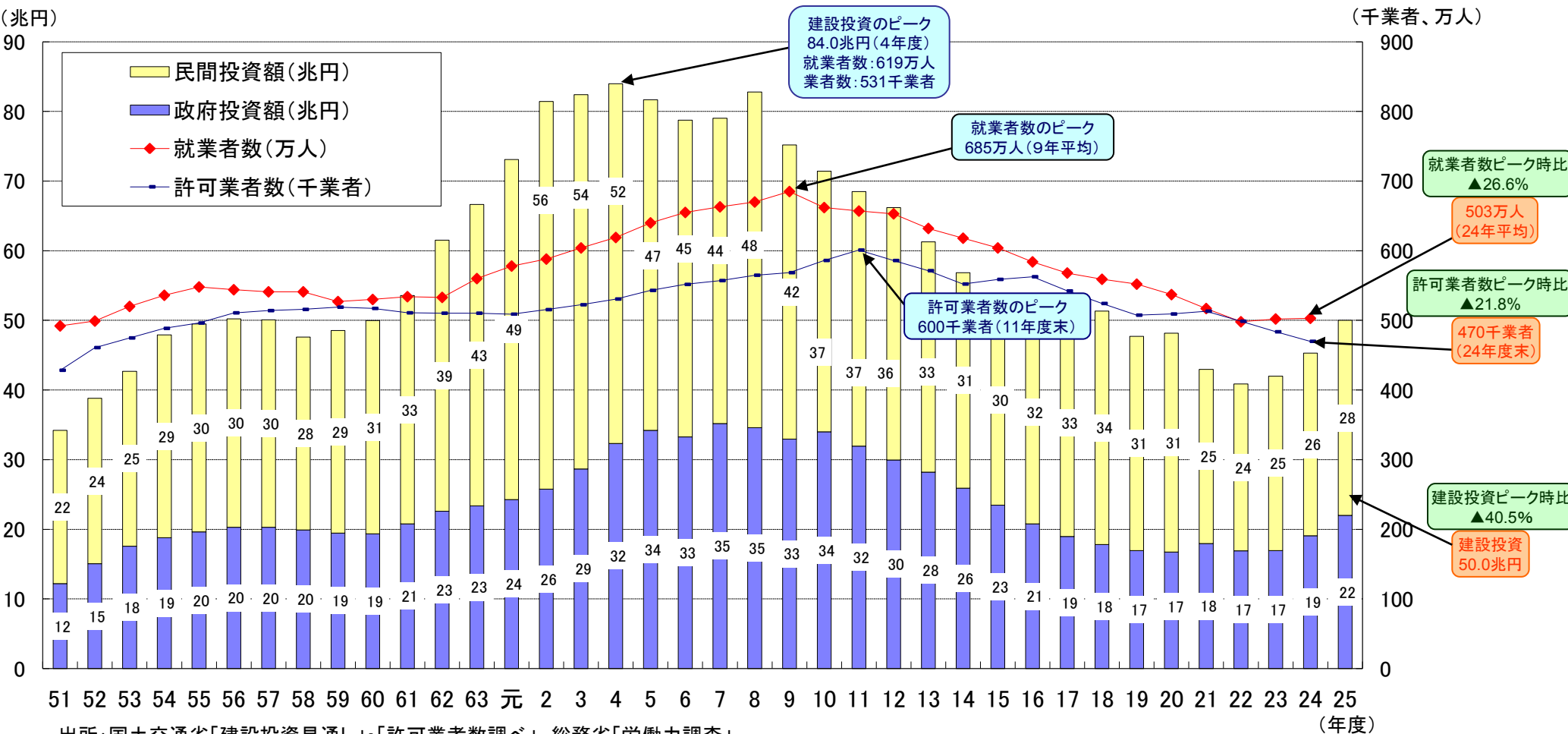
< 4つの方向性 >



公共工事の透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保に留意し、国民、地域住民の信頼を確保

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、25年度は約50兆円となる見通し（ピーク時から約40%減）。
- 建設業者数（24年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（24年平均）は503万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



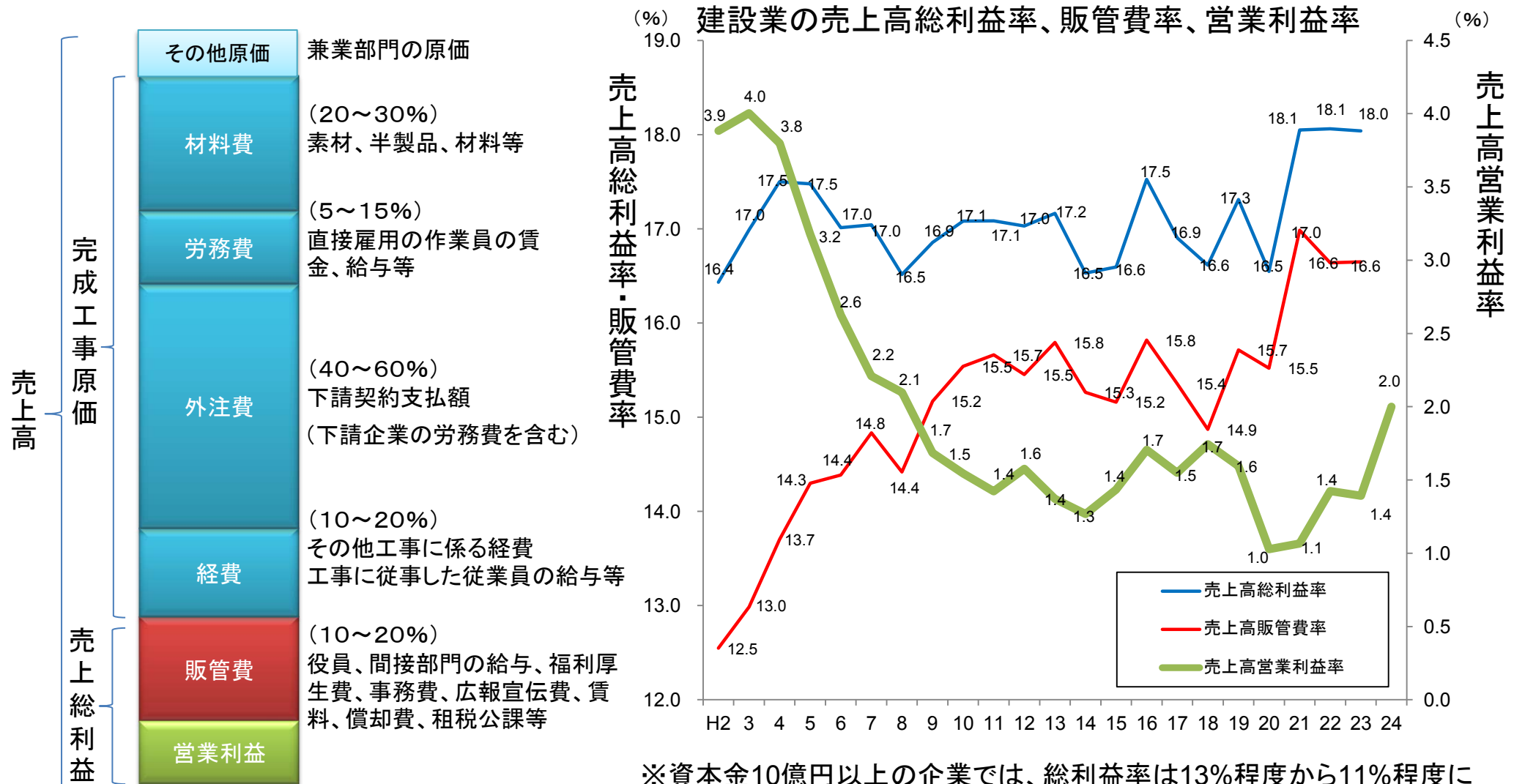
出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成22年度まで実績、23年度・24年度は見込み、25年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

○ 販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

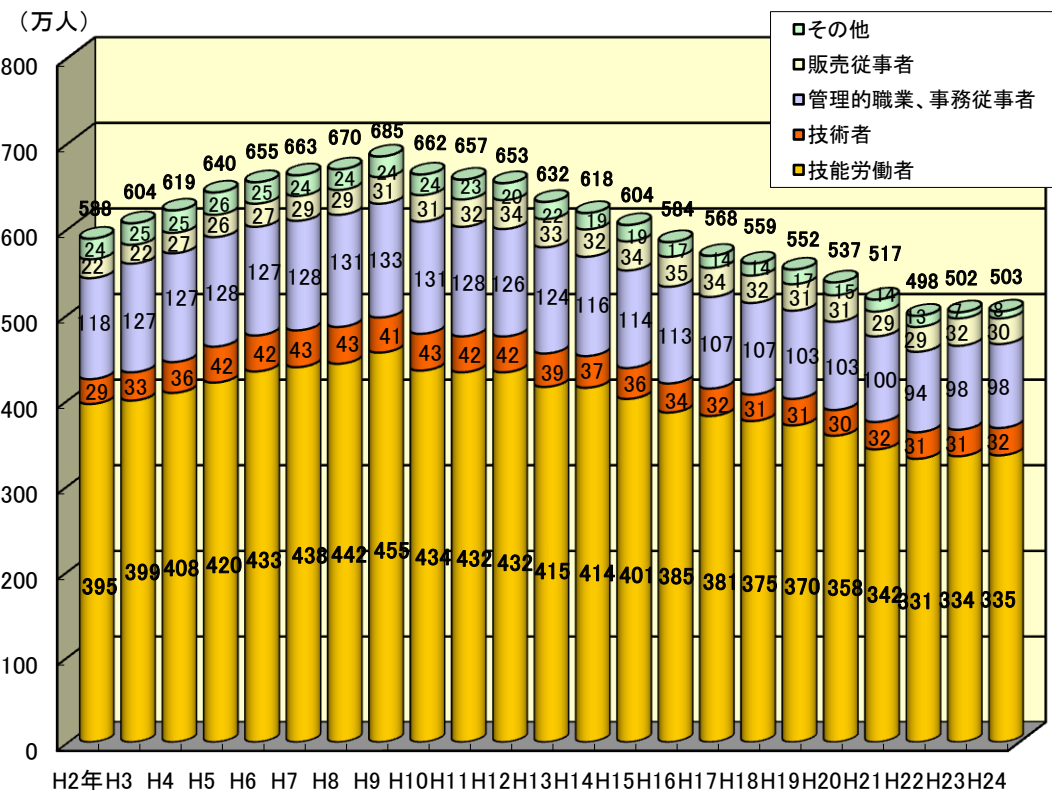
技能労働者等の減少、建設業就業者の高齢化の進行

技能労働者等の減少

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 503万人(H24) ▲ 182万人(▲27%)
- 技術者： 41万人(H9) → 32万人(H24) ▲ 9万人(▲22%)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 335万人(H24) ▲ 120万人(▲26%)

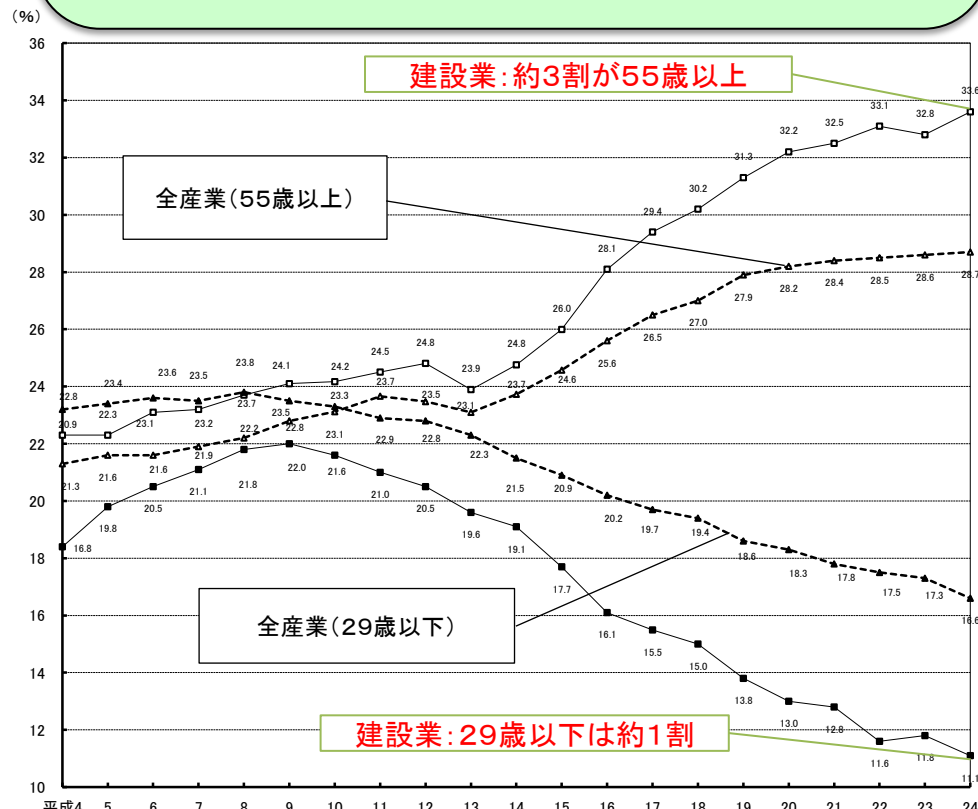
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成23年と比較して55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少(平成24年)
- 入職者(新規高卒)：3.5万人(H9) → 1.5万人(H24)▲57%
- 入職者(新規大卒・院卒等)：3.6万人(H9) → 1.9万人(H24)▲47%
※工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
※少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)



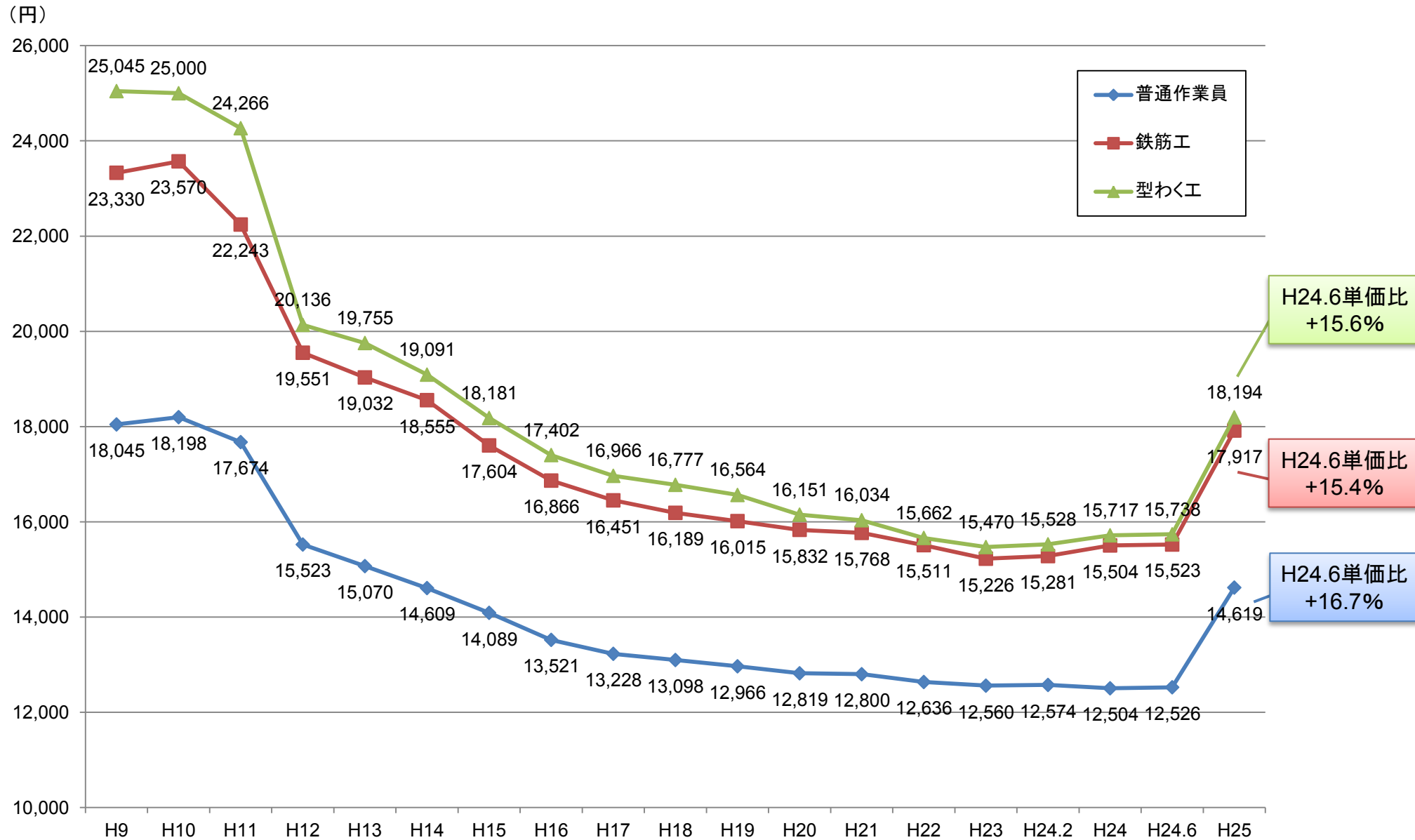
出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出所：総務省「労働力調査」

公共工事設計労務単価の推移



平成25年度 公共工事設計労務単価の概要

I . 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

→ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

II . あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダンピング受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダンピング受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

- 【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
- 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)
- 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)



「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(10月23日)

- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ(予定含む)を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上伸
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者(自治体)の理解が不可欠等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速化することを確認

国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
 ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事(平成17年度までは港湾空港関係除く)
 ※3 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)

最低制限価格制度等の導入状況 (H24.9.1現在)

- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用
43都道府県(91.5%)、20政令市(100%)、475市区町村(27.6%)
- 低入札価格調査制度のみ導入
4県(8.5%)、138市区町村(8.0%)
- 最低制限価格制度のみ導入
877市区町村(50.9%)
- いずれの制度も未導入
232市区町村(13.5%)

予定価格の事後公表への移行状況 (H24.9.1現在)

- 都道府県における移行状況

	(H23.9.1)	⇒	(H24.9.1)	
・事後公表のみ	13団体		14団体	(+1)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	16団体		16団体	(±0)
・事前公表のみ	18団体		17団体	(△1)
- 政令指定都市における移行状況

	(H23.9.1)	⇒	(H24.9.1)	
・事後公表のみ	4団体		5団体	(+1)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	9団体		9団体	(±0)
・事前公表のみ	6団体		6団体	(±0)
- 市区町村における移行状況

	(H23.9.1)	⇒	(H24.9.1)	
・事後公表のみ	510団体		529団体	(+19)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	216団体		218団体	(+2)
・事前公表のみ	775団体		763団体	(△12)9

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

- H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

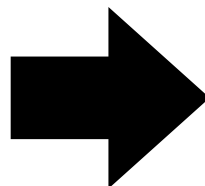
【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05



今回 (H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。 10

土木職員数の推移

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

区分		平成6年度	平成23年度 (H6年度比)
普通 会計	一般行政 【うち 土木】	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
	教育	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
	警察	253,994	282,023 (▲11.0)
	消防	145,535	158,062 (▲8.6)
	計	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業 等会計	437,448	367,342 (▲14.1)	
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)	

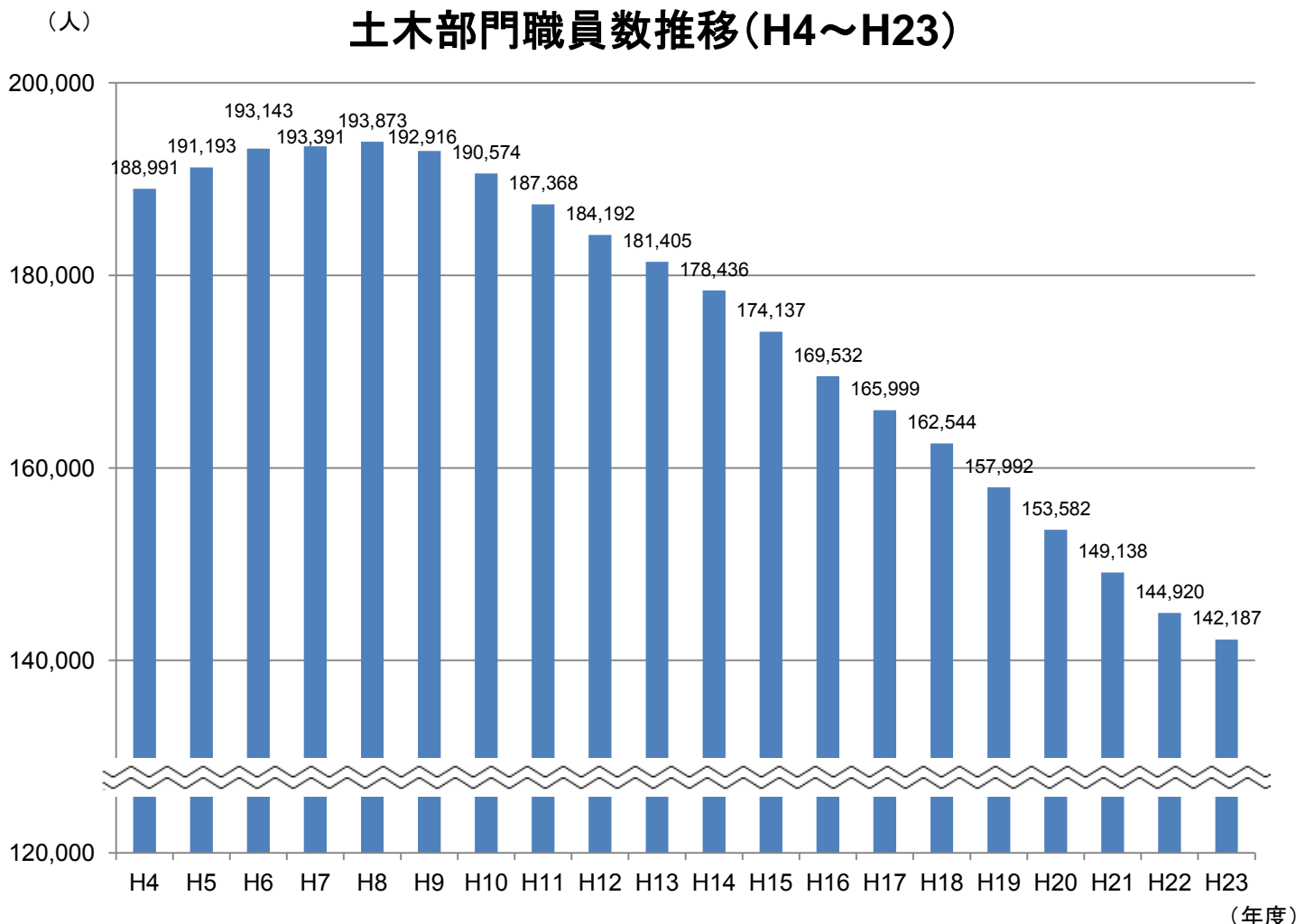
※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

土木部門職員数推移(H4~H23)



出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

入札契約制度の課題と課題解決のための制度改正の方向性(案)

<目的> インフラの品質確保のための担い手の確保

(背景) 現場の担い手不足、行き過ぎた価格競争、発注者マンパワー不足、受発注者の負担増大等

公共工事の入札契約制度の課題	制度改正の方向性
I. 現状では、発注者は <u>個々の公共工事の品質確保に重点</u>	⇒ 発注者は、公共工事の品質確保に加え、 <u>中長期的な担い手の確保等にも配慮する旨を明確化</u>
II. 入札契約方式が画一的で、 <u>時代のニーズや事業の特性に応じた多様な方式が活用されにくい状況</u>	事業の特性等に応じて <u>選択できる多様な入札契約方式を体系的に位置づけ</u>
<u>(具体的な課題の例)</u>	<u>(入札契約方式の例)</u>
・ 技術的難易度が高い工事等において民間のノウハウ等を最大限活用する必要性	→ 公募により最も優れた技術を有する企業を選定し、 <u>価格や工法等について交渉</u> を行った上で契約する方式
・ 工事の規模や難易度に応じた発注体制整備が困難な場合	→ CM方式など、 <u>発注者支援に資する方式</u>
・ 入札契約に係る受発注者の負担の増大	→ <u>段階選抜方式</u> や <u>総合評価落札方式</u> の適切な活用(二極化等)
・ 地域維持体制確保への懸念 (インフラメンテナンス、災害対応等)	→ <u>人や機械保有等</u> の建設企業の多面的要素の <u>適切な評価</u> → <u>複数年度契約、複数業務の一括発注</u> や <u>共同受注方式</u>
・ 元請から技能労働者まで施工体制全体の適正経費の支払 (ひいては持続可能性) 確保	→ <u>元下間の契約の透明性</u> を高めるための方式 (オープンブックやコスト+フィー等)
・ 若手の技術者、技能労働者の確保への懸念	→ 建設企業 (下請含む) における <u>若手技術者や技能労働者等の確保・育成の取組</u> を評価
III. 予定価格の設定にあたり ・ 労務、資材等の適正価格を的確に反映しているか。 ・ 高度な技術提案等が必要な場合に、 <u>提案を踏まえて適切に定めているか。</u>	⇒ <u>予定価格のより適正な設定について明確化</u> ・ 適正価格を的確に反映した積算の実施 ・ 技術提案を踏まえた予定価格 ・ 新たな契約方式に対応した予定価格

- 上記の各事項に対応した項目は、今後の検討の結果、追加や削除等の変更があり得る。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律(※)の体系に位置づける手法(法令、基本方針等)について更に検討が必要。
- そのうえで、各発注者に適切かつ円滑に活用されるよう、国において技術的助言として運用方針の策定等を行っていく方向。
- 上記検討にあわせ、予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討。
- 透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保のための方策や発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方等についても検討。
- 公共工事に関する調査及び設計の品質確保の方策等についても検討。

(※) 公共工事の品質確保に関する基本理念や国等の責務、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を規定。平成17年に議員立法により制定。

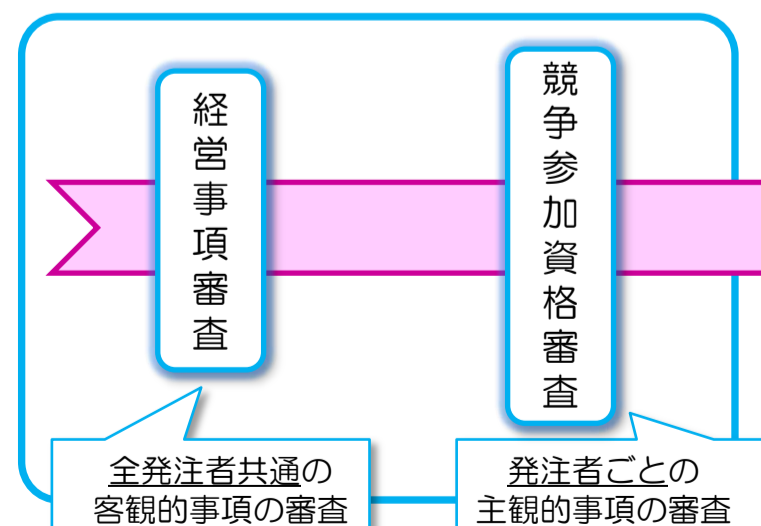
入札・契約手続きのフロー

事業の性格や地域の特性に応じた入札契約方式の選択

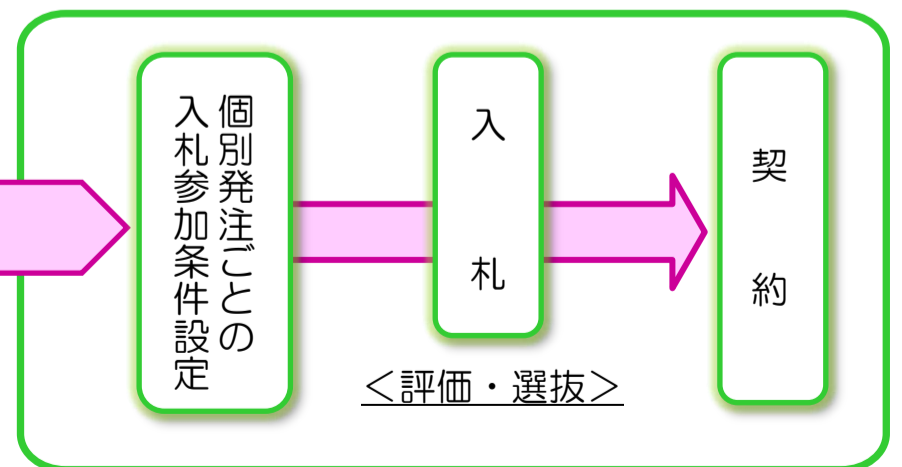
選抜方式：技術を評価して価格等を交渉する方式、段階的な選抜方式 等
 契約対象範囲：設計施工分離方式、設計施工一括方式、複数年契約 等
 請負代金の支払：総価契約単価合意方式 等

など

競争に参加する建設業者のランク分け



発注ごとの落札者決定のプロセス



※受発注者の負担の軽減の観点から、手続の簡素化等に留意

中長期的な公共事業の品質確保のための施工力・技術力の維持向上にも資するとの観点からの評価等の見直しを検討

A3資料（課題と制度改革の方向性） を差し込み

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (公布 平成17年3月31日)

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与(第1条)

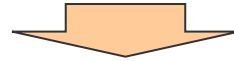
1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務



公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない(第3条第2項)

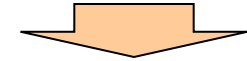
発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務(第6条)

2. 『価格と品質で総合的に優れた調達』



- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善を求めることが可能(第13条)
- ・高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組み



発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)